

# 「海賊対処法案」に反対する決議

## 1 はじめに

自民・公明両党の「与党・海賊対策等に関するプロジェクト・チーム」は、3月4日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(仮称)」(以下、「海賊対処法案」と記す)を了承した。報道によれば、同法案は10日、与党内の了承を経て閣議決定・国会提出される予定である。

現在明らかにされているのは、法案の骨子のみであるが、その内容は、これまでの自衛隊の海外派兵における武器使用基準を大幅に拡大し、憲法9条2項の禁じる「武力の行使」を許すものとなっている。違憲が明らかな同法案に強く反対するものである。

## 2 法案の問題点

### (1) 「危害射撃」を認める

自衛隊法82条に基づく「海上警備行動」においては、警職法7条の準用により、正当防衛・緊急避難の場合にかぎって、人に危害を加える「危害射撃」が認められる。

これに対し、海賊対処法案では、警職法7条の武器使用以外にも、「海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合」にも、「停止させるための他の手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるとき」は、武器使用を認めるとする。これにより、自衛官は、自らに何ら攻撃が仕掛けられていない場合でも、先制的に武器使用ができることになる。

### (2) 保護対象の拡大等、その他の問題点

海賊対処法案は期限を定めない恒久法である。活動範囲も他国の領海は含まれないが、日本の領海と世界中の公海に拡大されている。「海上警備行動」は保護対象が日本関係船舶にかぎられているが、海賊対処法案では外国籍船を含めすべての船舶に拡大している。

### (3) 法案が意味するもの

以上に見たとおり、海賊対処法案は、自衛隊が海外で「任務遂行」のために積極的に殺傷行為を行うことに途を開くものであり、自衛隊が戦後始めて、海外で人を殺傷する危険を高めるものである。

政府・与党は、こうした武器使用基準の緩和及び活動範囲の拡大について、戦争目的ではなく海賊対処が「目的」であるとして、正当化を図ろうとしている。

しかし、自衛隊という軍事組織が、攻撃を受けている状況でなくとも、積極的・能動的に武器を使用し、殺傷行為を行い得る以上、それは憲法9条2項の禁じる「武力の行使」でしかあり得ない。歴代政府は、PKO法など従来の海外派兵法における武器使用について、派遣隊員の生命・身体の防護に必要な場合にかぎられるから「武力の行使」には当たらないと説明してきた。海賊対処法案は、従来の政府見解によっても違憲であることは明らかである。

目的が海賊対処であること、攻撃対象が国家ではなく「海賊」であることは、この本質を何ら変えるものではない。

すでに政府は、自衛隊法82条(海上警備行動)に基づき、ソマリア沖への派兵計画を了承し、発令に向け動き出している。海上警備行動は、自衛隊の本来の目的(侵略からの防衛)に必要な範囲で行われるべきであって、日本領海をはるかに越えたソマリア派兵は、それ自体違法・違憲の行為である。海賊対処法案が成立すれば、自衛隊の行動範囲と武器使用範囲がさらに押し広げられる重大な事態となる。こうした一連の動きの先に、戦争目的での恒久派兵法制定が見据えられていることは明らかである。

### 3 政府・与党の法案提出をゆるさぬ広範な世論の結集を呼びかける

報道機関や識者により広く指摘されているように、ソマリア海賊問題の背景には、1991年の内戦による中央政府の崩壊(沿岸警備隊も崩壊)、それに乗じた欧米・アジア諸国の違法操業・乱獲や産業廃棄物の不法投棄、漁民の貧困による海賊化等の複雑な問題がある。ソマリアの国家と社会の復興なしに、海賊問題の解決はありえない。

平和憲法を持つ日本に求められているのは、ソマリア復興のための平和的・経済的な援助である。警察権を持たない自衛隊の派遣は、海賊問題の真の解決には役立たず、「はじめに派兵ありき」であることは明白である。

憲法違反の海賊対処法案に反対し、その成立を阻止する広範な世論の結集を呼びかけるものである。

2009年3月7日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第4回拡大常任委員会